

県立志摩病院の次期指定管理者指定にかかるスケジュール（予定）

令和元年度

- 4月～10月 指定管理者による運営にかかる検証（病院事業庁）
- 8月～9月 住民対象の運営報告会・意見聴取
関係団体等の意見聴取
- 10月～
3月 検討会議
実施方針（指定管理者制度活用の方針）策定
- ・制度活用の目的
 - ・施設の運営方針
 - ・指定管理者が行う業務の範囲（診療等、施設管理など）
 - ・指定の予定期間
 - ・指定管理料の上限額〔県議会議決〕 など

（※以下は前回のスケジュールをもとに想定）

令和2年度

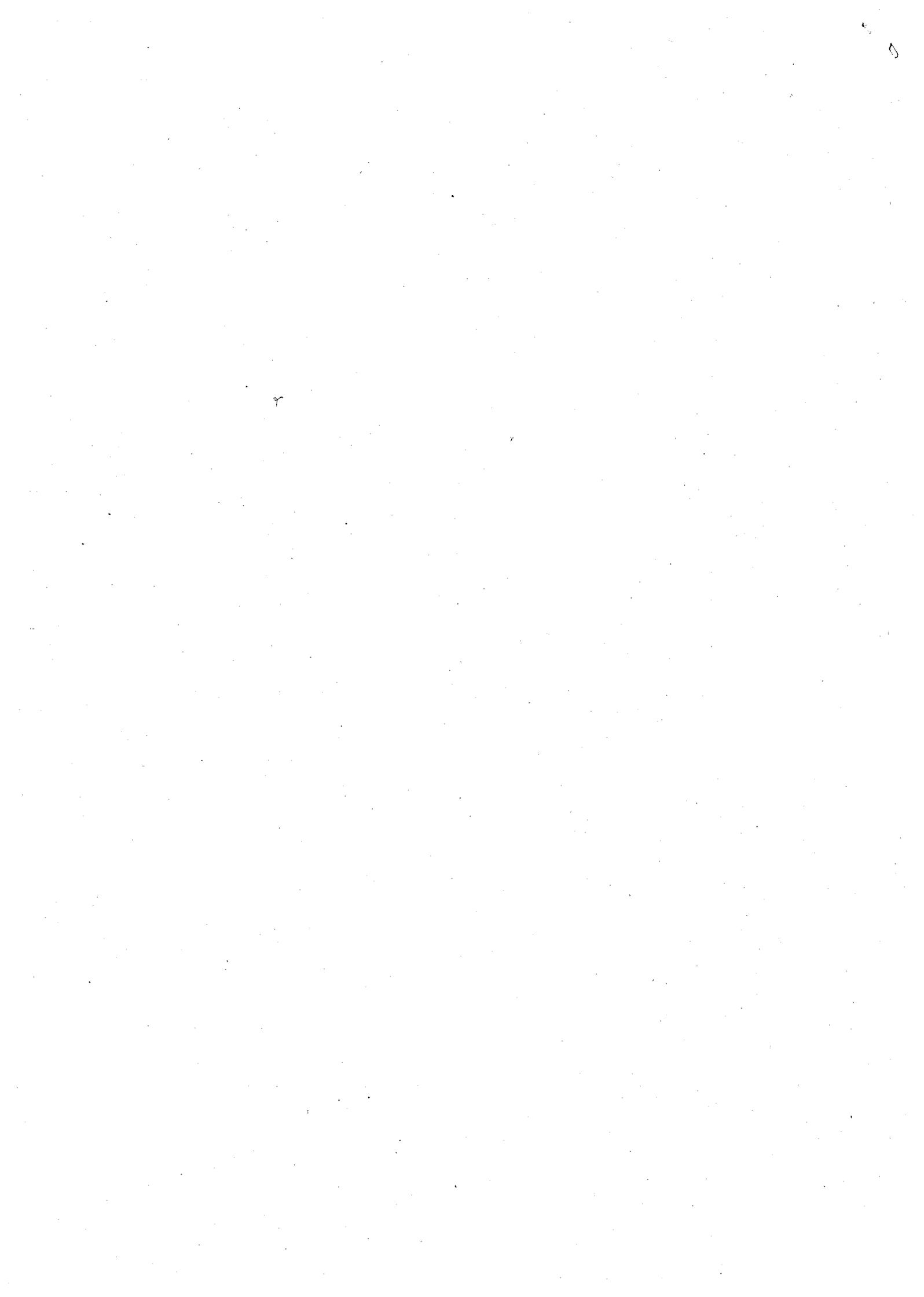
- 6月 募集要項策定
- ・指定管理者が行う管理の基準
 - ・指定管理者が行う業務の範囲
 - ・申請の手続き など
- 7月～8月 公募
- 6月～10月 選定委員会
- ・審査基準
 - ・第一次審査（書面）
 - ・第二次審査（ヒアリング）
- 11月 指定管理候補者の選定
- 12月 指定管理者の指定〔県議会議決〕
- 3月 基本協定締結

令和3年度

- 4月～3月 準備期間

令和4年度

- 4月 次期指定期間開始
年度協定締結



**【参考】 前回募集時（平成22年度募集要項）における
「指定管理者が行う診療等に関する業務の範囲」**

ア 基本的な医療機能

(7) 基本的な医療機能

- 日常的に必要な医療を提供すること。
- 急性期医療を提供すること。
- 地域住民ニーズや他の地域医療機関との連携を基本に、役割分担を踏まえた良質で特色ある医療を実施すること。

(4) 診療科

- 下記の現行標榜診療科の維持並びに回復を行うとともに診療体制の充実を図ること。

内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科

(5) 外来診療体制

- 各診療科の診療体制については、患者が受診しやすいよう配慮すること。
- 県民の医療需要に対応した専門外来診療等を実施すること。
- 完全紹介制に拠らない外来診療を行うこと。

(I) 入院診療体制

- 看護単位は、一般病床において10：1以上、精神科病床では15：1以上の基準看護を充足すること。
- 安全管理、感染防止に十分配慮した運営を行うこと。

(6) 看護

- 看護部門の組織を確立し、適切な運営を行うこと。
- 患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- 看護基準・手順が定められていること。
- 体系的な継続教育を行うこと。

(7) 医療の質の向上に向けた取組

- 安全管理に基づく医療の提供を行うこと。
- 院内感染対策を行うこと。
- 医療倫理に基づく医療の提供を行うこと。
- 医療データベースの構築と情報提供を行うこと。

(8) 地域医療全体の質の向上に向けた役割

- 地域医療機関との連携・支援、地域医療の質の向上のための取組を行うこと。

(9) 患者及び来院者へのサービス提供

- 患者及び来院者の利便性等の向上に資する種々のサービスを行うこと。

(10) 入院患者等の引継ぎ

- 在院している入院患者及び通院している外来患者を引き継ぐこと。

(11) 病院及びスタッフ（医師、看護師、その他の病院職員）の管理体制

- 病院及びスタッフの管理体制については「医療の質の向上」を基本としたものとする。
- 医師の確保については、特定の出身母体（大学及び医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること。

- 看護師確保のため、適切な勤務体制の整備など働きやすい環境づくりに努めること。
- 意志決定、指示、報告等の責任体制を病棟、外来、部門ごとに明確にして整備すること。

イ 政策的医療機能

(ア) 医師、看護師等の人材育成

- 医師については、臨床研修指定病院として特に地域医療に関心を持った研修医を受け入れること。また、看護実習についても積極的に受け入れること。
- 地域の消防職員の研修の受入れや、例えばメディカルサマースクール（児童生徒対象の医療の模擬体験）の開催等による啓発など、地域の医療人材の育成にも取り組むこと。

(イ) 救急医療の確保

- 志摩地域の二次救急病院として、地域の医療機関と連携を図り365日24時間の受入体制を回復すること。
- 診療時間外においては、救急に従事する医師を内科系、外科系にそれぞれ1名以上配置すること。

(ロ) 災害時医療

- 南勢志摩二次保健医療圏における災害拠点病院として、災害時に想定される多発性外傷、挫滅症候群など重篤な救急患者や透析患者の受入れを行うとともに、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと。

(ハ) へき地医療

- へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣や地域医療の維持に貢献すること。

(ニ) 医師及び看護師等の研究研修

- 医師及び看護師等の人材育成を行い、医療の質の向上及び病院内外の医療従事者のスキル向上に貢献すること。

(ホ) 高度医療部門の運営

- 志摩地域の中核病院として高度医療（脳血管障害や冠血管障害への対応、内視鏡下手術等）を提供すること。

(ヘ) 特殊医療

- 志摩・鳥羽・南伊勢の地域で産婦人科を開設する唯一の病院として、周産期医療の機能の回復を図ること。そのため、常勤医師を配置すること。
- 急性期病院である当院においてリハビリテーションを実施することにより、患者の早期回復に努めること。
- 地域で小児科の入院機能を有する唯一の病院として、小児の入院診療機能を回復すること。そのため、常勤医師を配置すること。

(コ) 精神科身体合併症医療

- 地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れること。また、総合病院であることから、精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること。